

第4回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(及川林業振興課振興担当課長) それでは、委員の皆様方おそろいでございます。時間若干早いのですけれども、ただいまから平成30年度第4回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、佐藤重昭委員、吉野委員が所用のため欠席でございますが、開会時点におきまして、10名中8名の委員に御出席いただいております。本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことを御報告いたします。

本日は、お手元の次第3ページ目の出席者名簿のとおり、事務局の職員及び現地機関の担当者が出席しておりますけれども、時間の都合上、紹介は割愛させていただきたいと思っております。なお、本来であれば阿部技監が出席して対応するところでございますが、所用がございまして欠席とさせていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。今回の委員会は、次第にありますとおり、2の議題、(1)として、いわて環境の森整備事業の施工地審査についてということで、混交林誘導伐とナラ林健全化促進につきまして御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以降の進行は岡田委員長にお願いいたします。

(岡田秀二委員長) 皆さん、おはようございます。朝早くからありがとうございます。

それでは、ただいまの御案内に従って、早速議題に入りたいと思っております。

いわて環境の森整備事業の施工地審査でございます。御提案お願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.1に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、保安林のことと、ただいまの施工地審査、一緒にして御質問、御意見をいただきます。

はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 3つの観点からちょっと質問させていただきたいと思っております。

1つ目は、前回も申し上げたことだったのですけれども、今回も幾つかの表現があったので、改めてちょっと確認をさせていただきたいということでございます。どの施工地調書でもいいのですけれども、整備方針の中の間伐率というようなところ、「概ね50%の」という、これが基本だと思うのですけれども、それ以外の表現として、「概ね50%前後の」というふうにつけているもの、それから「概ね50%程度の」というふうになっているもの、そ

れから「概ね50%以上の」というふうに表示しているものというふうには、「概ね50%の」という表現でカバーされているはずの間伐率の範囲というものに、さらに「前後」、「程度」、「以上」というふうにつけるということは、何か意図があって書いているのかなというふうには普通は思うということをお前回申し上げていて、でもそれは幅をもともと持っているのに、それに幅をまた持たせるような表現を加えてつけるというのはおかしいのではないかと申し上げたのですけれども、今回もそのような形で、今回は4パターンの表現というのが使われているということなので、具体的にそれぞれの表現が意味する、あるいは意図するところの間伐率というのは何なのかということをお答えいただければと思います。

(鈴木林業振興課主査) 基本的には「概ね50%」というのは、委員おっしゃるとおりだと思っております。ただ、森林組合等事業体の職員の表現を尊重してここに記載させていただいておりますので、その表現のまま今回は記載させていただいております。

前回は御説明いたしましたけれども、「概ね50%以上の」というのであれば、できるだけ強度に間伐したいという意図があらわれているということでございます。現地の状況をいろいろ話を伺っておりますと、この環境の森整備事業が始まった当初は、森林所有者から50%の間伐なんてちょっと多過ぎるのではないかと声があったということがございますが、実際第3期の3年目で十二、三年実施してきている中で、50%では物足りないというような意見も出てきております。というのも、全く下刈り、手入れをされてこなかった山ですと、3,000本近いスギが生えている山もございます。それを50%切って1,500本にしても物足りない感じがするという話を最近よく伺うようになってきておりますので、そういったものも含めて、できるだけ強度に間伐したいという意図のあらわれかというふうにご考えてございます。

(國崎貴嗣委員) 御説明はよくわかりますし、そういうことだろうとは思っておりますけれども、でも「概ね50%」という表現自体でも40から60%というのはカバーするという事なので、それであれば前回もちょっと申し上げましたけれども、「概ね」というふうには冒頭つけるのではなくて、「できるだけ50%以上」とか、そういうふうな表現にしたほうが日本語としては適切なのではないのでしょうかということをお思いますので、事業体さんの表現というのを尊重するというのは理解はいたしますけれども、でも表現としてやっぱりおかしいものはおかしいと思っておりますので、そういった形で、今回も事前に送っていただいたものから幾つか表現が変えてあるものもあります。今回は3つ質問するということが、それ以外に質問しようと思っていたところが書きかえてあったので、ということであれば、最初に上がってきている調書に表現を変更するというような形で手を加えることはあるというふうには理解ができますので、できればそのあたりは意図がはっきりするような形の加筆修正というものをしていただければなというふうには思います。

それから、2つ目ですけれども、7ページの受付番号18—052という調書です。土砂流出防備保安林を対象とした施工地ですけれども、これも以前御説明して、特に工夫はないですという趣旨の回答をいただいたと思うのですが、もう一回聞きますけれども、これは土砂流出防備の保安林であるということなので、この保安林としての機能というのを改善するに当たって、整備において通常の普通林以外の何か工夫というものはあるのですかということですか。

同様の趣旨としては、例えば17ページ、受付番号18—057といったところ、ここは例えばヒノキの面積が非常に大きいところですが、私はスギとヒノキの管理という点ではちょっと違った工夫が必要だというふうにふだんから思って、林業関係の社会人研修なんかでお話をさせていただくときにも、そういうふうなことをお伝えしている立場からすると、工夫があるのかなというふうに思うわけですが、例えばこういうふうなヒノキが多い、あるいはヒノキが含まれるというような場合の整備というものは何か工夫があるのでしょうか。保安林とかヒノキとか、そういうふうなことで何か工夫しているというような点があれば教えていただきたいというのが2点目でございます。

(及川林業振興課振興担当課長) まず、1点目の土砂流出防備保安林に対する工夫という点でございますけれども、森林整備の手法につきましては、やはり強度間伐を実施して、林床に広葉樹の侵入を促して、直接降雨等の侵食から表土を守るという目的で、まず強度間伐につきましてはこれまでの混交林誘導伐と同様の趣旨でやっていきたいと考えてございます。

あと通常の施業でも気をつけてやっているわけですが、間伐木が下流に散乱、流れ出ないようにという意味では、積み上げて、下に流れないように固定をしつつ、適正に間伐木についても整理をさせてもらうということでございます。結果、これまでどおりの施業で、今回の土砂流出防備保安林についてもよろしいのかなと思います。ただ、ちょっと写真見ますと、急傾斜であったりしますので、そこは配慮が必要、当然沢地には間伐木は置かないというのは、これまでどおりの施業をしていきたいと考えてございます。

あともう一点、ヒノキの施業についてですけれども、先生がヒノキの場合どういうアプローチをしていくかというところが、ちょっと済みません、私不勉強であれなのですけれども、スギと一緒にいいのかなというふうには思っていますが、ただヒノキですとスギ以上に照度がとれないというふうなこともございます。枝打ちをできればいいのですけれども、ちょっとそこまでの施業は想定しておりませんので、先ほど間伐率、おおむねとは言いましたけれども、そこは将来の生育の状況等を勘案しまして、できるだけ長期に効果が発揮できるような施業を考えていきたいというふうにご検討しております。

(國崎貴嗣委員) ありがとうございます。保安林のほうは、となるとやっぱり保安林は要るのかという話にまたなってしまうのかなというふうに御回答を聞いて感じたところで

すが、ちょっとその議論はやめておきます。

ヒノキのほうは、リター、落ち葉がスギと違ってばらばらになりますので、及川さん御指摘されたとおりで、基本的にはもうちょっと明るくすることと、リターで地表面の土砂を押しやるということが余り期待できないので、その分下層植生をしっかり繁茂させるという意味では、結論としては御指摘いただいたとおりで、若干強目の間伐というのをやって、スギよりも平均的には明るくするというような工夫ということが必要だろうというふうに思っていますので、ヒノキ林については大変納得いたしました。

それから、3つ目ですけれども、27ページを例とさせていただきます。受付番号が18—062というところなのですが、整備方針の表現の最後のほうに「地力ある林内の環境を作る」というふうにあえて書き加えてございますので、やっぱりこういうふうなことが書いてあると、何か意図が、工夫があるのかなど。事業体さんの表現ですという御回答なのかなというふうにも思いますが、「地力ある林内の環境を作る」ということで、通常のおおむね5割の強度間伐以外の何か工夫があるのかという点をちょっと確認させていただきたいというのが3つ目の質問です。

(及川林業振興課振興担当課長) 現地機関から、よろしいですか。

(石川大船渡農林振興センター主任主査) 現地機関の大船渡農林振興センターです。ここについては特別な施業をするというお話は聞いておりませんので、施業的には通常の間伐の森の施業をすることだと思います。ここについて、特にはないです。通常の間伐をする予定です。

(國崎貴嗣委員) ありがとうございます。なので、今回の整備そのものを実施して、数年後のというよりは、10年後とか、もっと数十年後といった遠い将来の目標として、こういう地力あるというような環境づくりということを意図されているというふうに理解すればよいということがわかりましたので、どうもありがとうございます。

私からは以上です。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(佐藤誠司委員) 今の27ページの件について、私も質問があったのですが、これ前回は同じようなこととお話したのですが、個人1名、共有16名ということで、それで森林整備の必要性の2番、材価の低迷のみ、皆さん同じ理由でということ、やられていないのかなど。これ私前回は同じこととお話したのですが、たしか前回は20名ぐらいの所有者さんだったのですが、皆さん同じ御意見なのではないでしょうか。そこをちょっと確認したいと思います。

(鈴木林業振興課主査) 基本的には、皆さん材価の低迷等により、整備意欲が低下しているというのが事実かと思えます。それで、16名の共有ですと、なかなか意思の疎通ですとかそういったものも困難になってきておって、整備意欲が低下してくるということもあるかと思えます。今回は、事業体の中に入って取りまとめ役というか、そういったものを担って16名からの声をそれぞれ聞いて、やろうかという話になったというふうに伺ってございます。

(佐藤誠司委員) あともう一つ、今と同じところの2番の森林所有者の状況の一番下のその他のところで、相続したが境界等の確認が不明確ということであれば、こういった事業を行うことができないのではないのでしょうか。境界が不明確なところをどうやって伐採、間伐をするのでしょうか。

(鈴木林業振興課主査) 境界が不明確と表記させていただいておりますが、相続した所有者が自分の山の境がわからないということでありまして、実際に境界が不明確というわけではなくて、自分の山がどこまでなのかが代がわりでうまく引き継がれていなかったということの表現でございます。申しわけございません。

(佐藤誠司委員) わかりました。

(岡田秀二委員長) では、石川さん。

(石川公一郎委員) 保安林に関して、ちょっと1点だけ教えてください。

この裏面の融資の特例というところに伐採制限のある立木の維持に必要な資金を長期に借り入れる場合ということで、伐採制限があるときにどういう理由でお金を借りられるのですか。

(鈴木林業振興課主査) 伐採制限があるということは、収入が限定されるということになりますので、本来であれば木を伐採して得られる収入がない部分であっても保安林として維持していかなければいけないので、そういった面について融資するという考え方になります。

(石川公一郎委員) ということは、伐採してもお金にならないときはどうなるのでしょうか。伐採してもお金にならないケースって。

(鈴木林業振興課主査) 伐採してもお金にならないケースはないと思いますが……

(石川公一郎委員) でも、お金にならないから、この森林づくりの税金払うのですよね、たしか。使えないのでしょうか、普通に伐採して。

(鈴木林業振興課主査) 普通に伐採する際の融資はありませんので、基本的には森を仕立てていくときにお金を借りるのであれば、融資というものもさまざま用意はされておりますけれども、最後の収穫の段階では融資というものはないので、それまでにかけてお金を伐採で経費が賄わなければ、赤字になるという考え方でございます。

(石川公一郎委員) ということは、制限がない場合には融資は受けられないということですよ。でも、今度の森林経営管理法って、これ前回と絡むのですけれども、森林所有者には明らかに森林管理義務が課せられてきますよね。しかも、今度税金で、平成36年から国民に一律1,000円で課税されるとあるのです。ということは、今の県民税とダブルになることもあり得る中で、国のほうでは森林所有者は適切な措置というか、対応しなければならないという義務が生じると。でも、そのときに場合によっては融資でもって対応するということが起きる。要するに、それは前回と同じで、お金がある人でもこの税金が投入されるということは、この税金というのはセーフティーネット的ではないわけですね。そここのところがどうも、だから場合によっては、責任があるのであれば、融資を受けてでもやるという方向性もあり得るのかなと思っているのです。なので、山の収入がなければ、ほかの収入がある方であればカバーできるということもありますので、このところの視点として、前回の経済的理由というのはあれだったけれども、今回載っている中では、このところがまだ不明確だったので、ちょっと質問させていただきました。

(岡田秀二委員長) もう一つ、よくわからなかったのですが。

(石川公一郎委員) 前回委員長おっしゃったように、所有者には管理責任があるというところなのですけれども、そういった管理責任はどこまであるのかというときに、例えば私が山を持っていましたと。山に関しては収入がないと、でもほかの事業でお金を稼いでいましたといったときに、こっちの山に関しては伐採をしなければならない、本当は間伐しなければならないのですけれども、それは今回の、いずれ来年以降の法律の中では森林所有者が手入れをしなければならないという義務が生じると書いてあるのです。でも、それに関しては、自分ではこっちの事業で金を稼いでいるけれども、森林ではお金が稼げないといった場合に、では森林に関しては責任となったときに、自分のこちらでやっている事業のお金を充てるべきかという議論はあると思うのです。トータルで生活していますから。そのときに、場合によったら、この分に関してはお金がちょっと苦しいから融資を受ける、やり方としてはこれもあると思うのです。でも、それが結局今のところだと多分公

益の理由で、こちらでもうかったとしても税金は入ってくるという流れだと思うのです。わかりますか、言っているの。だから、どうしてもセーフティーネット的に、たまたま生活していて、山を持っているのだけれども、これも手入れできなくて、本業もきついと、こうなるときにはセーフティーネット的に資金が投入される、これはあると思うのですけれども、逆に山に関しては伐採しても出荷できないから、もうかりません。でも、こちらの事業では稼いでいましたという方がいた場合ですね。

(岡田秀二委員長) 森林環境譲与税は、個人には直接的には配分になりません。市町村に行くのです。

(石川公一郎委員) 税金が行くというのは。

(岡田秀二委員長) 国が一元的に環境税として徴収します。それは特別会計にそのまま入ります。その上で配分の基準に従って、市町村に対して譲与税として配分をします。個人には行きません。

(石川公一郎委員) 徴収したものがですか。

(岡田秀二委員長) 配分したものが。

(石川公一郎委員) これは、国のほうですよ。いわての森林づくり県民税は、個人の方に行くというか、その間伐に関しては県の税金でやるわけですよ。ですから、これらは話は置いておいて、でも方針として森林所有者の責務の明確化というのがあって、これは国の法ということは、県にも多分影響あると思うのです。森林の所有者には維持管理する義務があると、こここのところの視点を僕は申し上げているのです。ですから、前回の話で、経済的理由というのが何なのかがいまだによくわからない中で、生活に困っている、でも山もある。でも、山を売ってもお金にならないといったときに、持っている中でやりくりできないから、ではそこに関しては税金を投入する、これはわかるのです。でも、例えば山を持っていました、でも山の木を切ってもお金になりません。でも、私は違う仕事でお金を稼いでいましたといったときに、こここの利益でもって山の手入れをする。これは、森林所有者の責務になると私は思っています。こここのところの観点で、だからこのルールに関しても、もし例えば必要があれば融資を受けて森林の手当てをするというか、管理をするということも起こり得るのかなと思っていたのです。なので、こここのところの経済的理由というのがいまだに私はよくわからないというか……済みません、何か。

(岡田秀二委員長) そこまで縛れるかどうかだよ。

(大畑林業振興課総括課長) 確かに森林経営管理法が来年4月から施行される中で、森林所有者に所有する森林の適切な維持管理という責務が生じるというのはそのとおりであります。新しい仕組みの中では、できなければそれを市町村に任せなさいという仕組み、市町村が管理をするのであれば、新しくいただく森林環境税、それを原資にした森林環境譲与税を使ってその森林を管理しなさいという仕組みになる。あるいは一方で、経済林として経済ベースに乗せられる森林については、森林組合とかの事業者に対して市町村からさらに委託をして、それについては譲与税を使うのではなくて、森林整備事業、国庫補助事業なり自分の資金を使って育成をして、きちっと経済的なベースの中で維持管理してくださいという仕組みになります。それについては、いずれ森林環境譲与税をどう使うかというのは、今市町村のほうで一生懸命考えていますので、それはそれとしてやっていくだろうというふうに思っております。

それから、石川委員御指摘の経済的な観点で所有者の皆さんが森林の手入れをするかどうか、お金をかけるかどうかという判断の部分だと思えます。経済的に余裕があって、手入れをしようと思えばできるのだけれども、手入れをしないという所有者はいるだろうというふうに思えます。それは一方で考えると、会社経営として考えればというふうに思いますが、こっちの事業でこれだけもうけているお金をこっちの事業につぎ込んで、会社全体として赤字になるのか、黒字になるのかという考え方で所有者の皆さんも恐らく考えている部分もあるのかなというふうに思えます。今ここで100万円かけて、将来的に100万円以上の価値を生み出せる山になるのかどうかというところが一つの判断になっているのだろうというふうに思えますので、そういう観点で所有者の皆さんが手入れする、しないというところの判断をしている部分はあるだろうというふうには思えます。

一方で、県民税を活用して森林整備をするという部分については、森林所有者さんがお金がないから、あるいはお金があっても手入れをしないから、県民税を使って森林整備をしましょうということではなくて、一義的には県内の森林の環境をきちっと維持する、公益的機能を維持しなければならないのだと。それが県民生活の安定、維持保全に必要不可欠なのだ、森林が果たすべき役割をきちっと守るべきなのだ、だから県民税を使って公益的機能をきちっと守っていこうというお話であります。一義的にはそういう考え方で県民税を使って森林整備をやっておりますので、どっちかといえば経済的に裕福か裕福でないかというところの論点はちょっと一番最初に出てくる観点ではないかなと。

(石川公一郎委員) ここでいう経済的理由って何なのですか。

(高芝林業振興課主任主査) こちらの調書に出てくる経済的な理由というのは、所有者の方が山の経営の部分だけ考えて、森林の整備にそれだけ自分の労働なりお金をつぎ込むことができるかという観点での森林所有者の考え方ということでありますので、その方の

個人または法人であれば法人全体の経済的な理由がどうかということではない。あくまでこの補助事業を実施する上での条件は満たした上で、所有者の状況、山の状況というのはどうなっているかということで、ここの項目がチェックされていなければそこが整備できないというものではないというような考え方になるかと思います。

(大畑林業振興課総括課長) 経済的理由というのは、所有者のトータルとしての資産がどうかということではなくて、その山を管理するに当たって経済ベースに乗れるような森林かどうかという意味での経済的理由ということであります。

(石川公一郎委員) 私が言うのは、特例融資があるということが、第一義的にはそこなのですよね。借りてやると、それがだから税金なのです。それが融資があるということは、そこを飛び越して税金が来るので、ちょっと違和感を感じたものです。

(岡田秀二委員長) きちっと森林の計画があれば融資は受けられます、保安林でなくても。それは、貸す側の回収に関するある担保ですよね。きちっと経営の仕組みがそこにはあるのだよということになれば、貸し手も、リスクをどの程度見るかはあるのでしょうか。でも、融資の制度というのは、それはあります。いいですか。

(石川公一郎委員) いいです。

(岡田秀二委員長) それでは、岩田さん。

(岩田智委員) それでは、資料ナンバー1—3の保安林に関することなのですが、実施条件の3つ目、採択基準を満たしても一定の期間にわたってと、この一定期間というのは具体的にどの程度の期間を指しているのでしょうか。

(鈴木林業振興課主査) おおむね10年程度手入れがされていない山を想定して記載させていただきました。

(岡田秀二委員長) いいですか。

はい、どうぞ。

(橋浦栄一委員) 受付番号57番と58番、ページで言うと17、19ページですか。所有形態をちょっと聞き逃したのですが、たしか森林系の団体だったように記憶しているのですが。

(鈴木林業振興課主査) 生産森林組合とって、昔の入会林ですとか、そういった山を

共有という形ではなく、生産森林組合という法人をつくって管理している団体になります。

(橋浦栄一委員) そういう団体が整備意欲の低下とか、自力の整備困難というのにチェックが入っているのにちょっと違和感があるのですが。

(鈴木林業振興課主査) 生産森林組合自体は、一般の所有者さんの集まりのようなものでございまして、組合員さんたちもどんどん高齢化してきていて、若いころは恐らくみずから山に入って植えたりしてきたものだと思います。自家労働を提供して、組合の中で植林とか下刈りとかを行ってきていましたけれども、どうしても組合さんたちの年齢が上がって行って、山に行きたくても行けないような、体力的に行けなかったりというようなことで、自分たちで整備をしていくのが困難になってきて、どんどん山を持っているのが負担になってくるというか、そういった形になってきているというのが現状としてあります。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(若生和江委員) 今まで何度も話題に上っていた保安林の部分の要件というのがきちっと明文化されたというのがまずよかったなと思いました。その中でさっき國崎先生のほうからの質問にあったこととちょっとかぶるのですけれども、整備方針のところ、先ほどは保安林であって、例えば土が流れないようにという機能を守るための保安林だよという要件があったとしても、通常の方針と変わりませんという回答だったので、もし県民税の事業ではなくて、保安林事業で土砂流出を防ぐ整備が必要となったときは、プラス何かの施業というのが実はあるのかないのかとか、その辺のところはちょっと私もわからなかったので、お聞きしたいなど。それがあって必須のものであるのであれば、整備方針のところにきちっと書き込んでいくと、保安林のところもこの要件を満たせば県民税の事業で整備できますよと、なおかつそれに関してはこのようなところをきちっと施業上も行いましたというのが目に見えてくるので、やはりここは非常に大事なところではないかなと思いました。

(及川林業振興課振興担当課長) よろしいでしょうか。保安林事業で整備した場合、どうかということでしたけれども、通常の方針であれば本数調整で終わります。伐倒木についても通常の間伐と同じで、倒したままで終わるはずですが。当事業で細かく切って層積、積み上げるといったことまではしないのが通常になります。森林整備の対象となっている林地に例えば崩壊地があったりとか、そういう場合は筋工といたしまして、表土を押さえるような、水平に丸太を並べて表面土砂が流れないように工夫をする場合がありますけれども、コンクリートのようなものでやるとか、そういったことはやらないことになります。崩れているような山であれば、別途山腹工、復旧工事のほうが、ハード事業が入ってきますの

で、通常の森林整備が対象になるような施業であれば本数調整という施業が主なものとなります。

(岡田秀二委員長) ただ、今若生さんおっしゃることは大事で、やっぱり保安林であれば、本数というよりは材積での伐採率、間伐率で決められてきますし、あるいは落葉落枝の問題も含め、それともう一つは保護対象、森林が健康であることとともに、その保安林が何を保護するための保安林かという目的に応じて、この場合には特に通常の森林税事業以外の施業は必要ありませんとか、何かやっぱり一言あるほうがわかりやすいとか、明快だという、そういう意味合いで捉えれば、今の質問はやっぱり大事なかと。

(及川林業振興課振興担当課長) 施業におきましては、当然保安林の中の作業ですので、配慮が必要となってきますし、あと県民税サイドの話だけではなくて、今度は保安林の管理、保安林としての許認可の話になってきますので、届け出が必要になってきますので、そういった目線で別途保安林の担当のほうのチェックというのは入ってきますので、それに応じた施業をしていく必要があるというふうに考えております。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(若生和江委員) 先ほど回答でお話いただいたみたいに、間伐木を利用して土どめ柵をつくるにしても、それなりのまた違った工法が行われることがあるよというお話が大事なところかなと思いましたので、この辺土砂流出を防ぐための保安林の施業であっても、そうでない場合でも同じ表現になっている部分をもう少し具体的に書くというだけでも、今のことの答えにはなっていくかと思えますし、あと私たちはこうやって個々に回答を伺うことができますけれども、いろいろ県議会の場とか、一般の県民の皆さんが「どうなっているの」というのを目にしていく機会が出たときに、やっぱり見てわかるような回答を載せていって、新たにこういうことが加わったけれども、それに対してはどこが変わって、その整備方針もどこがプラスになったのかというところを見えるようにしていかないと、多分県民の人たちの納得というのが得られにくいのかなと思えますので、そのあたりをよろしくお願ひしたいと思えます。

(岡田秀二委員長) 大事なところですよ。保安林は必ず看板が出ています。そして、保安林は個人の所有者責務という、それはかぶるのですけれども、実は県がきちっとその機能を果たしているかどうかを管理監督するという、そういう責務の必要性もきちっと明定されています。保安林は、森林ではありません。保安林という登記簿上の別の種類で、違うのです。そういう意味も含めて、やっぱり今の御質問の意味というのは非常に大事だと、そう思います。

そのほか質問、御意見いかがでしょうか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) それでは、保安林が申請地として上がってきた場合の私どもの採択に当たっての審査基準、これを今回きちっと決めていただきました。ここを含めて、本日提案がありました20施工地、トータルで面積ありますように83.75ヘクタール、本事業として採択をするということによろしゅうございますか。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして、今度はナラ林健全化の御提案をお願いいたします。

(丸山森林整備課主任主査) 【資料No.1 - 2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。ナラ林健全化促進のための事業に、今回1件申請があったという県の御説明です。

御質問、御意見をお願いします。

はい、どうぞ。

(若生和江委員) ちょっとわからないので、教えていただきたいのですが、結構太くなっているナラの木も何本か一緒にあるよということで、そういう材に関してはチップ以外にもっと違う用途に使ったほうがいいのではないかという意見とか、そういうものはないのでしょうか。

(丸山森林整備課主任主査) ありがとうございます。御指摘のとおり、太い材はできればチップにしないで、用材として売ったほうが高く売れます。ですので、この事業でやった範囲は全部チップにきなさいというルールではなくて、健全木で高く売れるのであれば、それは用材として売っていただいて構わないのですけれども、チップとして確実に処理された材、それが確認できる数量については1,000円を補助しようというものでして、ちなみに今回の現場につきましては、所有者さんの意向としてはほぼこの山がナラばかりの山ですので、全てチップとして販売したいという意向のようです。中には、ナラ林というのは基本天然林ですので、ナラだけではなくて、桜ですとか、クリですとか、そういったものがまじってくる山というのもあるのですけれども、そうなりますと例えばクリですとかヤマザクラ、これは高く売れるので、そういったものはチップにしないで、用材として

販売するというのが一般的な流れとなります。

(若生和江委員) ありがとうございます。今説明を聞くと、材として販売したほうがいいものはきちっとそういうふうにもできるのだよというのはわかりましたけれども、それが明記されていなくても、対象林を持っている人たちには伝わっているのかどうかというか、全部チップかと、それだけ見て、ではうちは申し込まないよというのがないのでしょうかということが……。

(丸山森林整備課主任主査) ありがとうございます。林業振興課さんとともに、いろいろと県内各地を分けて県民税事業の説明会をやる際ですとか、あとは県内の振興局の担当者を集めて行う事業の説明会などで、1枚物のチラシをつくって、全てチップにすることを求めているわけではないですとか、あと今広葉樹のほうも結構値段が上がってきているので、もし高く売れる材があれば、それは被害木でなければ売っていただいて構わないですよというような説明を行うようにしております。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) それでは、もしなければ、ただいま提案がありました田野畑村からの申請、田野畑村の森林組合が事業主体の申請の件ですが、本事業において採択をするということでもよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして、その他に移らせていただきます。その他、何件かあるようですが、御提案をお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) 何か質問ありますか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) いいですか。

それでは、続きまして、もう一つ、議会における発言等の問題というか、資料です。お願いいたします。

(高芝林業振興課主任主査) 【参考資料に基づき説明】

(大畑林業振興課総括課長) 【補足説明】

(岡田秀二委員長) 何か御質問はありませんか。

(岩田智委員) 森林税の広報に関してですけれども、小中高、大学も含めて、先生の中には結構この税金に関して理解される先生もいると思うのですけれども、そういう先生から森林税に対して講義をやってもらいたいとか、簡単に説明してもらいたいという要望があった場合は、この事業評価委員会といいたいでしょうか、こういう事業の対象の担当者ではどういう対応をしているのでしょうか。全くそういうのはないのでしょうか。

(高芝林業振興課主任主査) 現在のところは、学校に赴いて県民税を対象とした事業の要請というのはいただいているところではありません。一方で、地域の小中学校が森林環境教育を行いたいということで、県民税事業でも支援はしているところですが、それとは別に独自で行っているところで、森林環境教育をしたいということで、地域の現地機関に講師派遣をお願いしたいとか、そういったような要望はありまして、それには対応しているところです。

(岩田智委員) 例えば私が県民税の説明を授業の一環としてやってもらいたいともし要望を出した場合は、対応可能なのでしょうかということです。

(高芝林業振興課主任主査) それは対応可能と考えておりますので、よろしくお願いたします。

(大畑林業振興課総括課長) お声がけいただければ、赴いて学生さんにきちんと御説明をさせていただきます。

(岡田秀二委員長) 大学もそうですけれども、小中高、本当は出前的に担当の県庁職員、あるいは振興局の職員が出ていって周知するというのはやっぱり大事だと思いますね。大事な環境教育の一環だという、それは間違いないと思います。

そのほかいかがですか、御質問、御意見。

はい、どうぞ。

(若生和江委員) いろいろなところからの県民税に対する意見をこうやって伺えるというのは非常に貴重なことであるなと思いますし、使途について5年間の期間の間に大きく変更というのはできないよというのはそのとおりのですけども、今までにもいろいろ出てきた意見の中から拡充という形で対応してきた部分があるので、今回出てきた意見というのは非常に今の課題のところにぴたっとはまっている意見が多いように思うので、やっぱりそのあたりをただ聞くだけにしないで、考えていかないといけないのではないかなというふうに思いますというのが1つと。

あとやっぱり環境の森整備事業の面積を確保して実施をしていくというのがかなり難しくなってきたというところはどう対応していくのですかというところが、非常に県民の皆さんも、議員の皆さんも関心の高いところかなと思うので、それに関して実施面積を同じ中身でふやしていくというところをひたすらいくのか、それともその中に新たに今までは手をかけられなかったけれども、里山林の整備を入れていくとか、何かそういうふうな方向の拡充を考えていくのか、ちょっとそのあたりも考えどきに来ているのかなと思いますという意見です。

あと毎回、先ほどの施工地審査の表のところに実際に今までにこのくらいの面積を実施しましたというのは数字では出てきているのですけれども、例えばそのあたりに円グラフみたいなもので、今年度目標の1,500ヘクタールのうちの何割ぐらい達成していますよとか、目で見てもわかりやすいグラフみたいなものとか表みたいなものも入れていって、都度都度達成率とか、そういうのをみんなで確認できるようにしていけたらいいのではないかなと思います。

(岡田秀二委員長) 実は、この事業を始めるときに、対象面積についての割り出しをやっているのですよね。そこでは当初2万6,000ヘクタールやらなければいけないなど。けれども、ほかの事業も含めて、当面急いで1万9,000町歩はやろうと。それを目指してずっとやってきているのですけれども、残念ながら道がついていないとか、山にたどり着いていないから、実情がよくわからないという、こういうのがむしろ実際のところで、まだやらなければいけない箇所というのは、目につかないところにもたくさんあるような気もするのです。そうすると、一番大事なのは、やっぱり資源を調査する、それで近代的な機械をいっぱい使えるわけですから、ドローンでも何でもいいですよ。そうすると、ここにこのように、どうしてもこの事業でやったほうがいいという箇所が多分明らかになると、そう思います。そうすると、ひょっとするとこの事業の大事な一つとして、施工地をしっかりと発見していく、そこで打ち出していくという、そういうところにも何がしかのお金を費やしていくということに、場合によっては必要になるかもしれないなど。

課長さんおっしゃるように、皆さんの要望があるから、次から次と拡大したいというの

はそのとおりなのだけれども、場合によっては気がつかない、目に触れないところで、本当はやらなければいけないところを全部落としてしまって、本来の役割を果たせないということだってあり得るかもしれないという、そこはやっぱりしっかりと資源の全体的な把握という、ここに向けてこの事業の位置づけというのがあり得るかどうか、これを御検討いただくとありがたいかなと、このように思います。

はい、どうぞ。

(若生和江委員) であれば、今出てきた例えばドローンで現地調査をできるようにというときに、個々の森林組合とか、個人が技術を習得してやってくださいねという形ではない形ももしかしたらあるかもしれないというか、ドローンの専門の操縦とか調査にたけている人に調査費用を出して調査してもらおうというふうなことが、例えば県民税の事業の中できちっとできますよというふうになっていってアナウンスができれば、多分木を切るほうにもっと労力とかいろんなことを集中できて、その調査の部分はそれができる人たちと組んでいくというか、そういうふうな形で、今先生がおっしゃったとても大事な資源の全体像を把握するということが見えてくるのがちょっと近くなるのかなという気がしますので、広い目でいろんな可能性を見ながら、そういう情報を教えていただければいいなと思いました。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 今のお話は以前もあって、マッピングして、具体的にあとどのぐらいあるのでしょうかという話につながるのだと思うので、やはり空白地帯を探すというのは難しいので、やっぱりそのところでドローンとかを活用しながら、極力奥のほうの情報を得て、要は当初想定した1万9,000のうち、実際整備したのはこれこれで、残り本当に幾らなのか、あといずれだんだん推定できると思いますけれども、森林経営管理法のほうで市町村のほうに委託されてしまうというのがどのぐらいあるのかということを見積もっていければ、結局この県民税のほうで当初整備すべきといったもののうち、実質どのぐらいを対象にしていくというような数字がある程度、もうちょっと具体的に絞れると思うので、そういったことを第3期のうちにある程度めどをつけたほうがいいのかというふうに思いますので、作業道に補助するというのもあってもいいのかなと思うのだけれども、それは制度設計上なかなか容易でないのであれば、そういった調査のほうというのにきちっとお金をつけていって、それで残り整備すべき森林はこのぐらいと推定されるということ県民税の事業の中でやっていくべきかなと、そういう時期なのかなというふうに私も思っているので、何かそういうことを第3期中に実行していただけるようなことを期待したいなと思います。

(大畑林業振興課総括課長) ありがとうございます。今年度事業の中で、これまで県民税を活用して整備した森林をマッピングする、地図上に整理していくという事業を実施してございます。今までやってきたのが大体1万6,000弱、1万5,600ヘクタールほどですので、それらを地図上に落としたときに、どこが空白地帯になっているとか、そういったところが今年度中には明らかになるだろう、あるいは来年1回目の委員会の場で御説明、御提示できる可能性があるかなというふうに思っております。そういう中で空白地帯の確認をどういう手法を使ってやっていけばいいのかということも御意見を頂戴しながら、事業として起こすべきなのか、現地に行ってみれば確認できるものなのか、ちょっとその辺御意見を頂戴しながらやっていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。そのほかいかがですか。
はい、どうぞ。

(若生和江委員) 今年度調書の表記を変えて、チェック項目でやってきたというところをもう一つ生かして、現状の山の持ち主の状況把握というところに何とかうまくあらわしていけないかなというか、今までの表記が変わる前のやつをこれと同じ形に拾ってくださいというのは大変なことかもしれないのですが、山の持ち主の状況が「高齢でできない」から、だんだん「相続したけれども、できない」に変わってきているとか、何かやっぱりそこでスタートしたときから変わってきている部分が見えるのではないかなというふうな気もするので、さかのぼってというのが大変であれば、今年度のところの集計で、その傾向とか、こういうところが必要と思われるかということところが調書からも何か引っ張ればいいかなと思いました。

(岡田秀二委員長) 要するに土地とか森林の、物を対象ではなくて、人とか所有者とかのところも整理して情報を出せと、そういう意味合いですね。

(鈴木林業振興課主査) 若生委員からは、以前にもそのような話をいただいておりますので、今年度最後の評価委員会のときに、今年度分はまとめたいなと担当としては思っております。以前の評価委員会でも若生委員からそういった御意見がありましたので、思っております。

過去の分につきましては、ちょっとできるかどうか見てみながら、ただやはり来年以降になるかと思うのですけれども、第4期継続するのかどうかという議論もしていかなければいけないと思っておりますので、さまざまなデータを整理したいと考えておりますので、その際にもし可能であればというところで、お約束はできませんけれども、今年度の分はお約束させていただいて、過去の分についてもどのぐらいボリュームあるのか確認してみ

たいと思います。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、以上で本日予定しました議題を、あるいは私の責任のところは終えることにしたいと思います。ありがとうございます。

(及川林業振興課振興担当課長) 皆様、本日はありがとうございました。

閉会に当たりまして、大畑総括課長から御礼の挨拶を申し上げます。

(大畑林業振興課総括課長) 本日もお忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございました。特に保安林の部分、条件という形で御審議いただいて、取りまとめができたところは、私たちとしても大変ありがたい成果の一つだろうというふうに思っております。引き続き、所有者の皆さんには森林整備の重要性、必要性、そういったところを御理解をきちっといただいた上で、県民税の活用を図っていくという視点で取組を進めていきたいというふうに思っております。

また、審査の過程の中で調書の書き方の部分、いろいろ御意見を頂戴いたしました。今年度から見直した様式ではございますけれども、さらなる進化を遂げられるように頑張つて努めてまいりたいというふうに思っております。

また、今後のあり方の部分についても、後半いろいろ御意見を頂戴いたしましたので、御意見も参考にしながら今後の進め方をどうしていくか、検討していきたいというふうに思っております。

本日はどうもありがとうございました。

(及川林業振興課振興担当課長) 次回の委員会でございます。1月24日木曜日、午後に、当サンセール盛岡で開催を予定しております。詳細につきましては、追って御連絡いたしますが、本日、現時点で出欠がわかる範囲で結構ですので、この会の閉会后、事務局まで御都合をお知らせいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

なお、本日お知らせいただいた場合でも開催の御案内はさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

以上をもちまして、平成30年度第4回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。